

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

## 第 10 回 農業委員会総会議事録

令和 3 年 4 月 28 日

### 佐呂間町農業委員会

|         |   |      |    |
|---------|---|------|----|
| 議事録署名委員 | 5 | 山前 満 | 委員 |
|         | 6 | 中谷由広 | 委員 |

## 第 10 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 開催年月日 令和 3 年 4 月 28 日 午後 1 時 30 分～午後 2 時 35 分

2. 開催場所 佐呂間町役場 2 階会議室

3. 議長の職氏名 佐呂間町農業委員会会長 大澤 好幸

4. 書記の職氏名 佐呂間町農業委員会事務局長 中村 直樹

佐呂間町農業委員会農地係長 阿部 真

佐呂間町農業委員会事務員 谷口 義春

5. 出席委員

| 番号 | 氏名    | 番号 | 氏名     |
|----|-------|----|--------|
|    |       | 9  | 橋本 聡   |
| 2  | 小西 利幸 | 10 | 和泉 茂樹  |
| 3  | 山口 浩之 |    |        |
| 4  | 田中 裕二 | 12 | 青野 英一郎 |
| 5  | 山前 満  | 13 | 田村 通啓  |
| 6  | 中谷 由広 | 14 | 山田 裕之  |
| 7  | 川村 良則 | 15 | 堀北 勝美  |
|    |       | 16 | 大澤 好幸  |

6. 欠席委員

| 番号 | 氏名    | 番号 | 氏名 |
|----|-------|----|----|
| 1  | 齊藤 浩明 |    |    |
| 8  | 今部 好幸 |    |    |
| 11 | 平川 智司 |    |    |
|    |       |    |    |
|    |       |    |    |

7. 議事日程

議事録署名委員の指名

|           |   |
|-----------|---|
| 議案第 1 号   | 農地法第 3 条の規定による許可申請について                  |
| 議案第 2 号   | 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 協議第 1 号   | 農用地利用配分計画（案）に係る意見について                   |
| 報告事項第 1 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について       |
| 報告事項第 2 号 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について           |
| 報告事項第 3 号 | 令和 2 年農地の賃貸料情報について                      |

|                   |  |
|-------------------|--|
| 事務局 長             | 只今から、10回農業委員会を開催いたします。<br>出席委員は、16名中13名で、総会は成立しております。  |
| 議 長               | 議事録書名委員の指名を行います。<br>署名委員は、5番 山前委員さん、6番 中谷委員さんを指名いたします。<br>それでは、議事に入りたいと思います。<br>報告事項第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について<br>このことについて、事務局の説明を求めます。   |
| 事 務 局             | 報告事項第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について<br>下記の者より、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので受理し、受理通知書を交付したので報告します。<br>番号1<br>土地の所在が大成103番1外4筆、現況地目が畑で合計面積29,059㎡、届出者 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和3年3月4日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無です。<br>番号2<br>土地の所在が若里306番2外24筆、現況地目が畑で合計面積195,838㎡、届出者若里 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和3年4月12日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無です。<br>以上です。   |
| 議 長               | 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。<br>何か質問等、ありませんでしょうか。   |
| 堀北委員<br>事務局       | あっせん希望なしで、どうするのか。<br>既に賃貸借している土地で、相続後も賃貸借が継続している土地なので、あっせん希望は無しとなっています。<br>他に質問はありますか。   |
| 議 各<br>委 員<br>議 長 | 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。<br>———異議なし———<br>報告事項第1号は原案どおり承認いたします。<br>報告事項第2号農地法第18条第6項の規定による通知の報告について<br>このことについて、事務局の説明を求めます  |
| 事 務 局             | 報告事項第2号農地法第18条第6項の規定による通知の報告について<br>下記の者より、農地法第18条第6項の規定による通知があったので、報告します。<br>番号1<br>土地の所在が栃木333番1外1筆、現況地目が畑で合計面積6,171㎡、契約期間は平成16年12月27日から平成26年12月31日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和3年3月4日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。<br>番号2<br>土地の所在が栃木333番2外9筆、現況地目が畑で合計面積34,997.47㎡、契約期間は平成16年12月27日から平成26年12月31日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和3年3月4日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。<br>番号3<br>土地の所在が大成387番外13筆、現況地目畑が126,017㎡、採草放牧地が26,489㎡、合計面積152,506㎡、契約期間は平成26年1月30日から令和6年1月31日 |

まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和3年2月8日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号4

土地の所在が栃木523番1外2筆、現況地目が畑で合計面積2,976㎡、契約期間は平成25年5月28日から令和5年5月31日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和3年3月15日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は売買と賃貸借です。

番号5

土地の所在が富富士331番7、現況地目が畑で23,266㎡、契約期間は平成29年12月1日から令和元年11月30日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和2年10月8日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●●●●●。解約後は売買です。

番号6

土地の所在が栃木98番2、現況地目が畑で1,813㎡、契約期間は平成22年6月29日から令和2年6月30日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和3年3月11日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号7

土地の所在が栃木112番1外17筆、現況地目畑が47,482㎡、採草放牧地が92,254㎡、合計面積139,736㎡、契約期間は平成22年6月29日から令和2年6月30日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和3年3月11日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号8

土地の所在が中園212番1外5筆、現況地目が畑で合計面積13,567㎡、契約期間は平成19年5月31日から平成29年5月30日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和3年3月4日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号9

土地の所在が中園102番1外1筆、現況地目が畑で合計面積33,720㎡、契約期間は平成15年12月26日から平成25年12月31日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和3年3月4日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号10

土地の所在が中園155番2外1筆、現況地目が畑で合計面積26,839㎡、契約期間は平成21年4月28日から平成31年4月27日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和3年3月4日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号11

土地の所在が幌岩331番1外7筆、現況地目が畑で合計面積99,466㎡、契約期間は平成22年7月30日から令和2年7月31日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和3年3月11日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●●●●●。解約後は売買です。

番号12

土地の所在が浜佐呂間377番1外16筆、現況地目が畑で合計面積192,135㎡、契約期間は令和2年8月28日から令和12年8月31日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和3年2月10日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん賃借人 ●●●●●●●●。解約後は売買です。

番号13

土地の所在が浜佐呂間523番1外17筆、現況地目が畑で合計面積148,816㎡、契



|   |    |  |
|---|----|--|
|   |    | <p>2. 畑、普通畑の 10a 当たりの平均額は 3,300 円、最高額は 5,500 円、最低額は 1,200 円、データ数は 52 件です。</p> <p>3. 畑、牧草畑の 10a 当たりの平均額は 2,800 円、最高額は 3,800 円、最低額は 1,200 円、データ数は 19 件となっています。</p> <p>以上です。</p>  |
| 議 | 長  | <p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。</p> <p>何か質問等、ありませんでしょうか。</p> <p>質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。</p>  |
| 各 | 委員 | <p>———異議なし———</p>  |
| 議 | 長  | <p>報告事項第 3 号は原案どおり承認いたします。</p> <p>次に、議案の審議に入ります。</p> <p>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>このことについて、事務局の説明を求めます。</p>  |
| 事 | 務  | <p>議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>農地法第 3 条の規定に基づき、下記の者より許可申請があったので、可否について審議願います。</p> <p>番号 1</p> <p>土地の所在が若里 479 番 7、現況地目が畑で面積 22,467 m<sup>2</sup>、譲渡人が●●●●さん、譲受人が●●●●●●●●、農業従事構成員が 2 名中 2 名、経営状況はトラクター 1 台、経営面積は、田 7,401 m<sup>2</sup>、畑 122,047 m<sup>2</sup>、合計面積 129,448 m<sup>2</sup>、価格は 1,123,350 円、反当り 50,000 円の売買です。</p> <p>この案件につきましては、昨年 10 月の総会で議案提案され、可決されましたが、その後、分筆がなされておらず、地番と面積に狂いが生じることが判明したため、12 月の総会で許可を取り消した案件です。その後、分筆登記され、今回、再度許可申請されたものです。この案件につきましては、4 月 16 日関係農業委員さん立会いのもと書類審査を実施しております。</p> <p>図面で説明いたしますと、(1 ページ)です。申請地につきましては、旧若里小学校周辺で若里 10 号道路沿いの土地となります。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 | 長  | <p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。</p> <p>何か質問等、ありませんでしょうか。</p> <p>質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。</p>  |
| 各 | 委員 | <p>———異議なし———</p>  |
| 議 | 長  | <p>議案第 1 号は原案どおり決定いたします。</p> <p>議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について</p> <p>このことについて、事務局の説明を求めます。</p>   |
| 事 | 務  | <p>議案第 2 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、佐呂間町長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。</p> <p>番号 1.</p> <p>利用権の設定等を受ける者が、共立 ●●●●さん、</p> <p>利用権の設定等をする者が、茨城県 ●●●●さん。土地の所在が、共立 49 番 1 外 3 筆、現況地目が畑で合計面積 24,320 m<sup>2</sup>。利用権設定等の種類が賃借権、成立する</p>   |

法律関係は賃貸借です。設定期間は令和3年4月30日から10年間、賃貸料は年額140,000円、10㌶当たり5,800円で前回は5,800円です。あっせん会につきましては、令和3年3月4日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと(2ページ)です。申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線、共立51号付近東側の土地です。

番号2.

利用権の設定等を受ける者が、栃木 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が栃木 ●●●●さん。土地の所在が、栃木333番1外1筆、現況地目が畑で合計面積6,171㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和3年4月30日から10年間、賃貸料は年額30,000円、10㌶当りの単価は、4,900円で前回は4,900円です。あっせん会につきましては、令和3年2月25日から3回実施しております。

図面で説明いたしますと(3ページ)です申請地につきましては、栃木20線道路沿いの土地です。

番号3.

利用権の設定等を受ける者が、栃木 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が栃木 ●●●●さん。土地の所在が栃木333番2外9筆、現況地目が畑で合計面積34,997.47㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和3年4月30日から10年間、賃貸料は年額92,000円、10㌶当たり2,600円で、前回は2,600円です。あっせん会につきましては、令和3年2月25日から3回実施しております。

図面で説明いたしますと(4ページ)です申請地につきましては、栃木20線道路北側の土地です。

番号4.

利用権の設定等を受ける者が、大成 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が北見市 ●●●●さん。土地の所在が大成387番外11筆、現況地目畑が122,968㎡、採草放牧地が26,489㎡、合計面積149,457㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和3年4月30日から10年間、賃貸料は年額298,914円、10㌶当たり2,000円で、前回は2,500円でした。あっせん会につきましては、令和3年3月10日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと(5ページ)です。申請地につきましては、大成6線道路沿いで、国道333号線から1kmほど入った土地です。

番号5.

利用権の設定等を受ける者が、大成 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●さん。土地の所在が大成389番1外1筆、現況地目が畑で、合計面積3,049㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和3年4月30日から10年間、賃貸料は年額6,098円、10㌶当たり2,000円で、前回は2,500円でした。あっせん会につきましては、令和3年3月10日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと(6ページ)です。申請地につきましては、大成6線道路沿いで、国道333号線から1kmほど入った土地です。

番号6.

利用権の設定等を受ける者が、栃木 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が栃木 ●●●●さん。土地の所在が栃木524番1、現況地目が畑で1,459㎡です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は102,000円、10㌶当りの単価は、70,000円です。あっせん会につきましては、令和3年2月26日から3回実施しております。

図面で説明いたしますと(7ページ)です。申請地につきましては、栃木幹線道路沿いの栃木21線22線中間付近の土地です。





ら1回実施しております。

図面で説明いたしますと(13ページ)です。申請地につきましては、国道333号線沿い中園13線付近の土地です。

番号13.

利用権の設定等を受ける者が、若佐 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が中園 ●●●●さん。土地の所在が中園102番1外1筆、現況地目が畑で合計面積33,720㎡。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和3年4月30日から10年間、賃貸料は年額169,000円、10㎡当たり5,000円で、前は5,500円でした。あっせん会につきましては、令和3年3月18日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと(14ページ)です。申請地につきましては、中園啓生10線道路沿い、国道333号線から200mほど西側に入ったあたりからの土地です。

番号14.

利用権の設定等を受ける者が、若佐 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が武士 ●●●●さん。土地の所在が中園155番2外1筆、現況地目が畑で合計面積26,333㎡。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和3年4月30日から10年間、賃貸料は年額132,000円、10㎡当たり5,000円で、前回は5,000円でした。あっせん会につきましては、令和3年3月18日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと(15ページ)です。申請地につきましては、国道333号線沿い中園11線付近の土地です。

番号15. 利用権の設定等を受ける者が、幌岩 ●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が北見市 ●●●●さん。土地の所在が幌岩331番1外7筆、現況地目が畑で合計面積99,466㎡です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は9,900,000円、10㎡当りの単価は、100,000円です。あっせん会につきましては、令和3年3月10日から2回実施しております。

図面で説明いたしますと(16ページ)です。申請地につきましては、浪速西2線道路、幌岩西1線道路沿いで、国道238号線から1kmほどに入ったあたりの土地です。

番号16.

利用権の設定等を受ける者が、幌岩 ●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が浜佐呂間 ●●●●さん。土地の所在が浜佐呂間377番1外16筆、現況地目が畑で合計面積192,135㎡です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は18,340,000円、10㎡当りの単価は、95,000円です。あっせん会につきましては、令和3年3月19日から2回実施しております。

図面で説明いたしますと(17ページ、18ページ)です。申請地につきましては、国道238号線沿い、浜佐呂間6線周辺の土地です。

番号17.

利用権の設定等を受ける者が、幌岩 ●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が浜佐呂間 ●●●●さん。土地の所在が浜佐呂間519番13外18筆、現況地目が畑で合計面積149,590㎡です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は14,344,000円、10㎡当りの単価は、96,000円です。あっせん会につきましては、令和3年3月19日から2回実施しております。

図面で説明いたしますと(19ページ)です。申請地につきましては、浜佐呂間6線から7線にかけての土地で国道238号線から南西に300m程度に入ったあたりからの土地です。

番号18.

利用権の設定等を受ける者が、幌岩 ●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が浜佐呂間 ●●●●さん。土地の所在が浜佐呂間358番3外8筆、現況地目畑が62,522㎡、採草放牧地が39,783㎡、合計面積102,305㎡です。利用権設定等の種

類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は6,075,000円、10㍍当りの単価は、59,000円です。あっせん会につきましては、令和3年3月19日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと(20ページ)です。申請地につきましては、浜佐呂間0号道路南側で、北見市との境界付近の土地です。

番号19.

利用権の設定等を受ける者が、幌岩 ●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が浜佐呂間 ●●●●●さん。土地の所在が浜佐呂間20番2外9筆、現況地目畑が98,739㎡、採草放牧地が13,307㎡、合計面積112,046㎡です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は8,354,000円、10㍍当りの単価は、75,000円です。あっせん会につきましては、令和3年3月19日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと(21ページ)です。申請地につきましては、国道238号線北見市との境界付近から300m程度東側の浜佐呂間開拓道路付近の土地です。

番号20.

利用権の設定等を受ける者が、幌岩 ●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が宮前町 ●●●●●さん。土地の所在が浪速106番1外1筆、現況地目が畑で合計面積43,623㎡です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は2,860,000円、10㍍当りの単価は、66,000円です。あっせん会につきましては、令和3年3月10日から2回実施しております。

図面で説明いたしますと(22ページ)です。申請地につきましては、国道238号線沿い、道の駅「サロマ湖」から浜佐呂間方面に1.5kmほどの土地です。

番号21.

利用権の設定等を受ける者が、知来 ●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が北●●●●●さん。土地の所在が北16番3外3筆、現況地目が畑で合計面積74,084㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和3年4月30日から10年間、賃貸料は年額274,000円、10㍍当たり3,700円で、前は一部が4,400円、一部が4,900円でした。あっせん会につきましては、令和3年3月23日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと(23ページ)です。申請地につきましては、北3線東道路沿いの土地となります。

番号22.

利用権の設定等を受ける者が、●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が富富士 ●●●●●さん。土地の所在が富富士138番1、現況地目が畑で13,772㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和3年4月30日から10年間、賃貸料は年額55,088円、10㍍当たり4,000円で、前は他の土地と合わせ1,500円でした。あっせん会につきましては、令和3年3月31日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと(24ページ)です。申請地につきましては、富富士2号と3号の中間付近、道道富富士佐呂間線の西側の土地となります。

番号23.

利用権の設定等を受ける者が、●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が富富士 ●●●●●さん。土地の所在が富富士100番3外4筆、現況地目畑が16,005㎡、採草放牧地が15,430㎡、合計面積31,435㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和3年4月30日から10年間、賃貸料は年額125,740円、10㍍当たり4,000円で、新規のあっせんです。あっせん会につきましては、令和3年3月31日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと(25ページ)です。申請地につきましては、道道富富士佐呂間線の西側、富富士交差点から500mほど佐呂間市街よりの付近の土地となりま

す。  
 番号 24.  
 利用権の設定等を受ける者が、富富士 ●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が富富士 ●●●●●さん。土地の所在が富富士 43 番 1 外 3 筆、現況地目が畑で合計面積 27,441 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 3 年 4 月 30 日から 10 年間、賃貸料は年額 27,441 円、10 ㎡当たり 1,000 円で、前回も 1,000 円でした。あっせん会につきましては、令和 3 年 3 月 31 日から 1 回実施しております。  
 図面で説明いたしますと（26 ページ）です。申請地につきましては、道道富富士佐呂間線沿い、富富士交差点から 500m ほど佐呂間市街よりの土地となります。  
 番号 25.  
 利用権の設定等を受ける者が、●●●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が北見市 ●●●●●さん。土地の所在が富富士 139 番 1、現況地目が畑で合計面積 14,797 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 3 年 4 月 30 日から 10 年間、賃貸料は年額 59,188 円、10 ㎡当たり 4,000 円で、新規のあっせんです。あっせん会につきましては、令和 3 年 3 月 31 日から 1 回実施しております。  
 図面で説明いたしますと（27 ページ）です。申請地につきましては、道道富富士佐呂間線の西側、富富士交差点から 500m ほど佐呂間市街よりの付近の土地で番号 23 の隣接地となります。  
 以上です。

議 長

事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。何か質問等、ありませんでしょうか。

堀 北 委 員

番号 24 の案件について、10 ㎡当たり 1,000 円と非常に安いですが、何か理由があるのか。

大 澤 委 員

牧草地で、生産性も非常に低い。無理を言って借りてもらっているというのが実情です。

青 野 委 員

富富士の畑を農協が借りることになったのには何か理由があるのか。

大 澤 委 員

農協に借りてくれと頼んだら引き受けてくれた。はっきりとした理由まではわからないが、これまで TMR 利用組合で使っていた土地なので、引き受けてくれたのではないか。

大 澤 委 員

番号 18 の案件について、単価が安いのに理由はありますか。

和 泉 委 員

傾斜が非常にきつい土地なので、他の土地と比べて単価が安くなっています。

議 長

他に質問はありますか。

質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。

各 委 員

——— 異議なし ———

議 長

議案第 2 号は原案どおり決定いたします。

協議事項第 1 号 農用地利用配分計画（案）に係る意見について

このことについて、事務局の説明を求めます。

事 務 局

協議事項第 1 号 農用地利用配分計画（案）に係る意見について

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、佐呂間町長より意見を求められた下記の農用地配分計画について協議願います。

この配分計画につきましては、公益財団法人北海道農業公社と●●●●●さんが賃貸借されていたもので、●●●●●さんが離農されることから今回●●●●●さんが引き継いで賃貸借される配分計画となります。

番号 1.

利用権の設定等を受ける者が、●●●●●さん。土地の所在が、中園 135 番 11 外 1

|       |  |   |
|-------|--|---|
|       |  | <p>筆、現況地目は畑で合計面積 40,060 m<sup>2</sup>。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 3 年 6 月 30 日から令和 7 年 2 月 28 日まで 4 年間、賃貸料は年額 180,000 円、10 ㎡当たり 4,400 円です。土地の所有者は、●●●●さんです。</p> <p>図面で説明いたしますと（28 ページ）です。申請地につきましては、中園 11 線道路突きあたり付近の土地となります。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長   |  | <p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。何か質問等、ありませんでしょうか。</p>   |
| 山前委員  |  | <p>●●●●さんからの引継ぎということだが、金額や期間も引き継ぐのか。</p>  |
| 事務局   |  | <p>金額は同じ金額で、期間も残りの期間になっています。</p>  |
| 川村委員  |  | <p>期間満了したら、●●●●さんが買い取ることになるのか。</p>  |
| 事務局   |  | <p>買い取りが条件ではなく、賃貸借のみの契約になっています。</p>   |
| 青野委員  |  | <p>最初に補助金をもらっていると思うが、どうなるのか。</p>  |
| 事務局   |  | <p>貸し手（●●●●さん）に対する補助なので、問題はありません。</p>   |
| 大澤委員  |  | <p>議案ではなく協議事項になっているが、その理由は。</p>   |
| 事務局   |  | <p>配分計画は農業委員会で決定ではなく、北海道農業公社で決定することになります。そのための意見を求められているので、協議事項となっています。今後意見を農業公社に送り、農業公社で決定することになります。</p>   |
| 大澤委員  |  | <p>農業公社で決定した後、再度農業委員会で審議することになるのか。</p>  |
| 事務局   |  | <p>農業公社で決定した後の流れについては、確認します。</p>  |
| 議 長   |  | <p>他に質問はありますか。</p>  |
| 各 委 員 |  | <p>質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。</p>   |
| 議 長   |  | <p>———異議なし———</p> <p>協議事項第 1 号は原案どおり決定いたします。</p> <p>その他</p> <p>各委員さんの方から何かありませんか。</p>   |
| 各 委 員 |  | <p>———ありません———</p>  |
| 議 長   |  | <p>なければ第 10 回農業委員会総会を終ります。</p>  |